

令和7年第1回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳情 第13号	受理年月日	令6. 8. 1
件 名	友愛パス取得対象者の拡大について		
結 果	令和7. 3. 21第1回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、現在、身体障害者手帳の5級及び6級所持者等は友愛パスが交付されておらず、市内の公共交通機関を利用する際、手帳を乗務員に見せることで運賃の半額免除を受けているが、手帳は市販のパスケースには入らないため、友愛パスのようにパスケースに入れてカードリーダーに触れるだけなら楽であり、乗務員の手を煩わすことなく利用できること、また、精神障害者保健福祉手帳所持者は友愛パスの対象者で運賃の全額免除を受けている一方で、難病患者は友愛パスの対象外であり、不公平感があることから、身体障害者手帳の5級及び6級所持者を自己負担はそのままとし、友愛パスの対象者に、また、難病患者を友愛パスの対象者とし、運賃を半額免除にさせていただくよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、友愛パスについては、障害があつて日常生活に相当程度の制限がある障害者（児）等が市電、バス等を利用する場合に無料で利用できるパスカードを交付することにより、生活の利便性の向上や社会参加の促進を図ることを目的とした本市独自の制度であり、6歳以上で、1級から4級までの身体障害者手帳所持者（ただし4級は65歳以上）、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者などを交付対象とし、本市域の市電、バス、桜島フェリーを利用する際に交通事業者による割引後の運賃を本市が負担しており、令和5年度末において合計2万501人に交付し、5年度の利用件数は283万8,147件、本市の負担額は3億1,458万1千円となっている。

身体障害者手帳の5級及び6級所持者への対象拡大については、同手帳所持者の全てを対象とする中核市は13市あるが、全ての路線で無料となる本市と比べると、路線が限られていたり、助成金額に上限を設けているなど、様々な内容となっており、決算額は本市が最も多額となっている。また、対象を同手帳4級の65歳未満並びに5級及び6級まで拡大した場合には年間約4,400万円の負担増が見込まれるほか、半額設定の同パスとするにはシステム改修などに約1億5千万円の経費が必要となる。なお、手帳の大きさについては、小さくすることで記載事項に不都合が生じる可能性があることから変更は考えていないが、ミライロIDなどのスマートフォン用アプリで本人確認をして決済できる方法もあることから利用者には周知を図っていきたいと考えている。

難病患者への対象拡大については、特定医療費（指定難病）受給者証所持者のうち、同パスの交付

が予想される人数で試算したところ、年間約3,900万円の負担増が見込まれるほか、本陳情に対する交通事業者の意見を伺ったところ、国が示した標準の運送約款を基に割引を行っており、他の交通事業者との歩調や整合性が取れないと同患者を対象とすることは難しい、また、対象とするにはバスの車載器の更新やシステム改修費用などの大きな負担を伴うなどの意見があったところである。

以上のようなことから、本市としては、財源の確保や対象者の選定基準などに課題があることから、同パスの対象者拡大や機能を追加することは考えていないとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	陳情 第 27 号	受理年月日	令 6 . 10 . 31
件 名	住吉町 1 5 番街区を再度スタジアム候補地に取り上げることにについて		
結 果	令和 7 . 3 . 21 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	産業観光企業委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、スタジアム候補地として調査が始められている鹿児島サンロイヤルホテル敷地は、周辺への無断駐車問題やアクセスの悪さなどから「稼げるスタジアム」の候補地としては不向きだと考えることから、1 項＝住吉町 15 番街区を再度スタジアム候補地として取り上げる。2 項＝前項に伴う同ホテルの移転先として、旧鹿児島港湾合同庁舎を含む泉町 17・18 番街区を検討すること。3 項＝1 項及び 2 項の施設や県がドルフィンポート跡地に整備するスポーツ・コンベンションセンターと併せて、鹿児島港本港区一帯を天文館を含む鹿児島市中心部エリアのまちづくりの核となる県内外に誇れる鹿児島スポーツシティとして整備すること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝スタジアム整備に係るこれまでの経緯としては、平成 31 年 1 月 25 日、本市が設置したサッカー等スタジアム整備検討協議会から市長にサッカー等スタジアム立地に関する報告書が提出され、候補地を浜町バス車庫、ドルフィンポート、住吉町 15 番街区の 3 か所に絞り込んだ。

令和 4 年 3 月、県がスポーツ・コンベンションセンター基本構想を公表し、「同街区は、駐車場として整備する。なお、同街区がスタジアムの整備地となった場合、県営駐車場の立体駐車場化等による機能代替を検討する」とした。

同年 11 月 1 日、市議会鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会において、スタジアム需要予測等調査・整備検討支援業務の中間報告として、浜町バス車庫、ドルフィンポート跡地等、同街区の 3 か所の候補地について、それぞれの配置図等、概算工事費及び維持管理・運営収支の試算などを説明した。

5 年 1 月 25 日、県が開催した第 2 回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会において、鹿児島商工会議所が同街区での M I C E 施設を中心とした開発方針を提言した。

同年 6 月 6 日、市議会同特別委員会において、同跡地等及び同街区を候補地から除外し、北ふ頭が候補地になり得るか検討することを報告した。なお、同街区を除外した経緯・理由としては、土地が狭隘で、敷地拡張が必要となること、複合施設の面積が十分確保できず、運営収支がマイナスになる見込みであること、同会議所による M I C E 施設整備の提言のほか、鹿児島港本港区エリアの土地利用の方向性を示すゾーニングに本市の考え方を反映させるためには、今後のゾーニング議論が本格化する前に考え方を整理し、検討する候補地の絞り込みを行う必要があると判断したこと、市議会同特別

委員会において、候補地について早急に見極めを行うよう指摘があったことを踏まえたものである。

6年3月29日、県が公表した鹿児島港本港区エリアコンセプトプランで示されたゾーニングにおいて、同街区については、利活用方針がコンベンション機能等を核とした交流・観光拠点エリアとされ、機能の方針・誘導として、「スポーツ・コンベンションセンター基本構想に基づき、駐車場を整備する」とされるとともに、「将来的に、同街区について新たな利活用の提案があった場合は、県議会においても十分御議論をいただいた上で、新たな活用を検討する」とされたところである。

同街区の現状としては、同年8月27日、県が開催した第2回鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会において、同会議所からホテル、MICE施設、市場等の整備の提案がなされた。また、同年9月2日付で、We Love天文館協議会ほか4団体から県に対し、同ホテル移転に関する要望書が提出されたほか、同年9月5日、県議会に対し、同年9月2日付の要望書と同趣旨の陳情書が提出され、同年10月9日、「同街区について、バンケット機能を持ったホテル敷地としての活用を速やかに検討していただきたい」とする項目については採択された。

同年11月28日、県議会定例会の提案理由説明において、知事から、「同街区については、MICE・バンケット・ホテル等に利活用することとしたいと考えている。今後、事業者の公募に向けて、公募要領案の作成や提案内容の評価等を行うため、住吉町15番街区利活用事業提案評価委員会を設置したいと考えている」との説明がなされ、その後、7年1月9日、第1回同評価委員会が開催され、公募の条件や評価の方法について議論がなされた。

本市としては、同街区は県有地であり、港湾管理者でもある県の考えを踏まえて対応する必要があること、同街区の利活用方針は、県が策定した同プランにおいて、交通（駐車場、臨港道路、小型船だまりなど）、交流・宿泊（MICE・バンケット・ホテル）が示され、現在、県が公募に向けた検討を進めていることから、同街区を再度スタジアム候補地として取り上げることは難しいと考えており、同ホテル敷地へのスタジアム整備については、様々な課題がクリアされた場合には候補地になり得ると考えているが、現在、周辺の状況等の情報収集を行っているところである。

2項＝鹿児島サンロイヤルホテルの移転に係るこれまでの経緯としては、6年8月2日、鹿児島国際観光株式会社が、運営する同ホテルを住吉町15番街区一部へ移転を目指す旨を表明し、同日、県に対し、同ホテルの移転に向けて同地の貸付けを求める要望書を提出した。また、本市も同年8月9日、県に対し、同ホテルの移転に関する要望書を提出している。その後、9月2日付で、We Love天文館協議会ほか4団体から県に対し、同ホテルの移転に関する要望書が提出されている。

泉町17・18番街区の現状としては、国が所有する旧鹿児島港湾合同庁舎跡地のほか、民間所有地が存在しており、旧港湾合庁跡地エリアは、同プランにおいて、交流、交通拠点と位置づけられている。なお、同社によると、現在の施設規模と機能で移転することを検討しているとのことであり、現在の同ホテルは敷地面積が約1万9千㎡、延床面積が約2万4千㎡であるのに対し、同街区は敷地面積が約3,900㎡、形態規制として建蔽率は80%、容積率は300%となっていることを勘案すると、同街区は同社が目指している施設規模としては難しいと考えている。

本市としては、今後県が予定している住吉町15番街区の公募の動向を注視していきたいと考えている。

3項＝鹿児島港本港区一帯を県内外に誇れる鹿児島スポーツシティとして整備することについては、本市としては、1項及び2項の実現が前提であり、1項への対応が難しいと考えられることから、本項への対応も難しいと考えている。なお、鹿児島港本港区エリアの整備については、同検討委員会における協議等を経て、同プランにおいて利活用の方針が定められた上で、県において民間活力の導入を基本にサウンディング調査などが進められているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	陳情 第31号	受理年月日	令6. 11. 7
件 名	第3期市道バリアフリー推進計画（かごしま よかベンチプロジェクト）に係る 検証と改善を求めることについて		
結 果	令和7. 3. 21第1回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

（委員会における審査経過）

本件は、第3期市道バリアフリー推進計画（かごしま よかベンチプロジェクト）で進められているベンチの設置について、1日5便しかない「あいバス」の停留所に設置されているベンチが道路に背を向けていることや、人通りの少ないところに数百メートルおきに、また、日が当たり暑くて座りたくないような場所や交差点・病院の前等景観を楽しむことができない場所など必要性を感じないところに高額なベンチが設置されていることから、設置場所を検証するとともに、災害時に役立つ「かまどベンチ」が設置されている他県を参考に、ベンチの種類について再考するよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、市道バリアフリー推進計画は、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい歩道となるよう、バリアフリーに配慮した整備の推進を目的としており、これまで第1期計画（平成18年から27年）及び第2期計画（平成28年から令和3年）において、段差・傾斜・勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備により成果を上げており、次の段階として、第3期計画（令和5年から13年）では休憩施設の設置に取り組むこととしている。

設置の基本方針としては、第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区（中央地区、鴨池地区、谷山地区）内において、人通りの多い特定道路の移動経路上へ設置することにより、全ての利用者が移動しやすい道路を構築し、利便性並びに回遊性の向上を図るほか、同地区外においては、コンパクトなまちづくりの観点から第二次かごしま都市マスタープランに位置づけている地域生活拠点、団地核、集落核などの公共交通施設や生活利便施設を結ぶ経路においても同地区と同様に設置を行うなど、市道のバリアフリー推進に取り組むこととしている。ベンチ整備時の基本的事項としては、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを踏まえ、ベンチの間隔は200メートルを基本とすること、設置箇所付近のバス停にベンチがない場合は近傍に設置して併用できるように配慮すること、ベンチの仕様・デザインについては、高齢者等が立ち上がりやすいように、背もたれつきで肘かけがある3人がけベンチを標準とし、設置箇所の状況や地元住民の意向等を踏まえ、必要に応じて個別検討を行い、決定することとしている。

設置箇所の選定に当たっては、歩道の有効幅員2メートルや自転車の通行空間など、法令等で定める幅員を確保するとともに、中高木横の木陰や歩道橋下などの道路空間を優先的に活用することとし

ているが、車両が乗り入れる箇所や地下埋設物がある箇所、戸建て住宅前などのプライバシーに配慮が必要な箇所を避ける必要があることから、歩道幅員が広い交差点部のほか、店舗や病院の前などにも設置している。また、歩道内の宅地側には、視覚障害者誘導用ブロックや側溝等の構造物、通信施設等の地下埋設物があるケースが多く、車道側の植樹帯等を活用してベンチを設置する際は歩行者が座りやすいよう車道を背にしている。なお、木陰等がなく上屋設置スペースがある場合は上屋の検討を行うこととしているが、ベンチの設置を優先して進めるため、5年度及び6年度は上屋の設置を行っていない。

ベンチを設置する際は、設置箇所やベンチの仕様、向きなどについて、事前に町内会等の意見を聞いた後、設置箇所付近の住民等へも説明し、理解を得ているところであり、町内会等との協議においては日常の軽易な清掃作業について、可能な範囲での協力を依頼している。

ベンチの整備状況については、5年度はナポリ通線、パース通線、中央通線の3路線で15基を、6年度は中央通線、諏訪和田線、南清見諏訪線の3路線で18基を設置しており、設置費用は、5年度実績では契約ベースで1基当たりおよそ90万円、そのうち材料費は背もたれつきベンチでおよそ20万円、背もたれなしベンチでおよそ15万円となっている。また、民間事業者によるベンチの設置事例が6年度に2件あり、桜島地域の市道横山線沿いの市有地に1基、桜ヶ丘団地の市道桜ヶ丘線沿いの店舗敷地に1基が設置されたが、いずれも本計画の整備路線であり、企業からの寄附の意向や住民等からの要望を受けて設置していただいたものである。

かまどベンチについては、歩道が災害時の移動経路になるため導入していないが、本市では、災害拠点病院である市立病院の隣に位置することなどを考慮し、防災への配慮として上荒田の杜公園に設置している。

今後のベンチの整備に当たっては、引き続き、地元住民の意見等を考慮するとともに、設置済みのベンチの利用状況等も踏まえながら、設置箇所を十分に検討の上、取組を推進していきたい。また、同計画への位置づけはないが、民間事業者等と連携した取組については、今後とも検討していきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	陳情 第 32 号	受理年月日	令 6 . 11 . 7
件 名	桜島自然恐竜公園の管理について		
結 果	令和 7 . 3 . 21 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、草が伸び、遊具はさび、危険な柵もある桜島自然恐竜公園を、桜島フェリー、タクシー及びレンタカーの利用者増につながるよう、きれいに保つとともに、桜島の観光スポット及び市民の憩いの場となるよう宣伝・管理することなどを要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、同公園は、建設局が所管する他の公園と同様に、公園内や公衆トイレの清掃は定期的に、草刈は年 2 回、樹木の剪定は年 1 回行っている。また、遊具及びトイレについては、委託業者による年 1 回の点検や職員による巡視を行うほか、老朽化して危険な施設については、適宜修繕を行っており、5 年度はトイレ及び水飲み場の井戸水を水道水へと切り替える改修及びトイレの洋式化に約 4,500 万円、形象遊具の修繕に約 100 万円、ローラー滑り台の手すり修繕に約 40 万円、6 年度はローラー滑り台の踊り場の防護柵修繕に約 7 万円を支出している。</p> <p>本市としては、これらの取組に加え、観光情報誌などへの情報提供を行っており、今後も市民の憩いの場となるよう、適切な維持管理に努めていきたいと考えている。</p> <p>なお、同公園の利用状況を踏まえると、桜島フェリーを使った観光客が来訪する観光施設としての側面もあることから、観光交流局や船舶局などとの連携等については、今後検討していきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「一定の質疑等を通して、この陳情の趣旨には大いに賛同することから、本件については採択したい」という意見、「建設局としては、同公園の通常管理を他の公園と同等に行っている上、遊具等の修繕に多額の費用を費やしており、一定の管理がなされていることなどから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p>			

番 号	陳情 第 38 号	受理年月日	令 6 . 11 . 25
件 名	公園に子供たちが安全にボール遊びができる専用スペースを設置することについて		
結 果	令和 7 . 3 . 21 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、市営御所下住宅近くの大きな公園が現在、「ボール遊び禁止」となっているため、同住宅内の児童遊園で遊ぶ子供たちのボールが道路や駐車場に飛んでいき危険であることなどから、子供たちが安心してボール遊びができ、住民の迷惑とならないよう、同公園内へのボール遊びができる専用スペースの設置、もしくは同住宅の児童遊園内に柵で囲った専用スペースを設置するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、公園は誰もが利用できる公共施設であり、町内会などの各種イベントにも使用されている。公園内での硬いボールの利用については、他の公園利用者や周辺住宅などへの被害の恐れがあるため禁止している一方で、柔らかいボールを使用したボール遊びは可能としており、公園内の看板には市のホームページにアクセスする二次元バーコードをつけて、公園内のきまりを周知しているところである。また、野球やサッカーなどのスポーツができる公園を市内に 38 か所設置しており、同住宅から一番近い公園として、約 1.4 キロメートル離れた谷山第一中央公園がある。本市としては、公園は幅広い年齢層の方々が利用し、その利用も多岐にわたることから、公園内に専用スペースを設置することは困難であると考えている。</p> <p>市営住宅の児童遊園は、遊戯や休息などのための施設であり、広さも限られていることから、ボール遊び専用のスペースを設置することは困難であると考えている。なお、児童遊園の管理については、御所下住宅に限らず市営住宅全体を福祉会に依頼しているが、御所下住宅の福祉会からは、ボール遊び専用スペース設置の要望はないとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			

<p style="text-align: center;">番 号</p>	<p>① 陳情 第 14 号 ② 陳情 第 15 号 ③ 陳情 第 16 号 ④ 陳情 第 17 号 ⑤ 陳情 第 18 号 ⑥ 陳情 第 19 号 ⑦ 陳情 第 20 号 ⑧ 陳情 第 21 号 ⑨ 陳情 第 22 号 ⑩ 陳情 第 23 号 ⑪ 陳情 第 24 号 ⑫ 陳情 第 26 号 ⑬ 陳情 第 28 号 ⑭ 陳情 第 29 号 ⑮ 陳情 第 30 号 ⑯ 陳情 第 33 号 ⑰ 陳情 第 34 号 ⑱ 陳情 第 35 号 ⑲ 陳情 第 36 号 ⑳ 陳情 第 37 号 ㉑ 陳情 第 39 号 ㉒ 陳情 第 40 号 ㉓ 陳情 第 42 号</p>	<p style="text-align: center;">受理年月日</p>	<p>① 令 6. 10. 16 ② 令 6. 10. 17 ③ 令 6. 10. 18 ④ 令 6. 10. 21 ⑤ 令 6. 10. 22 ⑥ 令 6. 10. 23 ⑦ 令 6. 10. 24 ⑧ 令 6. 10. 25 ⑨ 令 6. 10. 28 ⑩ 令 6. 10. 29 ⑪ 令 6. 10. 30 ⑫ 令 6. 10. 31 ⑬ 令 6. 11. 5 ⑭ 令 6. 11. 6 ⑮ 令 6. 11. 7 ⑯ 令 6. 11. 8 ⑰ 令 6. 11. 11 ⑱ 令 6. 11. 12 ⑲ 令 6. 11. 13 ⑳ 令 6. 11. 15 ㉑ 令 6. 12. 5 ㉒ 令 6. 12. 9 ㉓ 令 6. 12. 10</p>
<p style="text-align: center;">件 名</p>	<p>① 報道機関と傍聴者の公平な扱いを求めることについて ② 委員会傍聴の許可制廃止を求めることについて ③ 議運協議における永谷さよこ議員への発言機会の提供について ④ 個人情報保護と市議会基本条例の遵守を求めることについて ⑤ 委員会のインターネット配信を求めることについて ⑥ 委員会視察の本会議報告を求めることについて ⑦ 情報公開の改善を求めることについて ⑧ 議員活動の透明性向上を求めることについて ⑨ 住民参加の推進を求めることについて ⑩ メールやLINEなどによる請願書等の受付を求めることについて</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 海外視察旅行より市内視察旅行を増やすことについて ⑫ 会派規則の公開を求めることについて ⑬ 開かれた委員会を求めることについて ⑭ 市議会図書室の一般利用において議長許可を不要とする規程変更等を求めることについて ⑮ 政務活動費で作成した印刷物等の成果品を市議会図書室において保管・公開するよう求めることについて ⑯ 本会議中継において議員の顔が映る映像を求めることについて ⑰ 本会議中継に係る視聴回数の公開を求めることについて ⑱ 本会議中継のY o u T u b e 配信への変更を求めることについて ⑲ 鹿児島市公式X等のSNSにおける委員会の開催告知を求めることについて ⑳ 鹿児島市議会基本条例の一部変更を求めることについて ㉑ 議場の有効活用を求めることについて ㉒ 開示決定された公文書のメールでの送付を求めることについて ㉓ 本会議・委員会に出席する当局職員の減員を求めることについて
結 果	令和7. 3. 21第1回定例会で不採択
付託委員会	議会運営委員会
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、14号＝傍聴者による録音及び撮影の許可について早急に対応すること。15号＝委員会傍聴の許可制の即時廃止について早急に対応すること。16号1項＝永谷さよこ議員のY o u T u b e 出演に関する議会運営委員会での協議において本人が傍聴している場合には、必ず本人に直接の発言機会を与えること。2項＝今後、議員が関与する案件においては、会派代表者に限らず、本人が説明責任を果たすために直接発言ができるよう、議会内の手続を改善すること。3項＝公正で透明性のある議論を行い、市民の信頼を回復するための措置を講じること。17号＝委員会において傍聴希望者の氏名を委員に公表する行為の即時停止並びに個人情報保護に関するガイドラインの策定及び徹底について早急に対応すること。18号＝委員会のインターネット配信について早急に対応すること。19号＝委員会において視察を行ったときは、その内容をインターネット配信される本会議で報告し、関係部署と意見交換の場を設けること。20号1項＝議会中継映像の常時公開及び編集のため公開までに数日を要するアーカイブの速やかな公開を行うこと。2項＝議事録や資料のオンライン公開を徹底すること。3項＝陳情に対する迅速かつ適切な対応を行うこと。21号1項＝議員の活動報告書を定期的に公開すること。2項＝議員の出席状況や賛否状況を公開すること。3項＝議員ごとの一般質問の回数のまとめを公開すること。4項＝議員の政務活動費の詳細な報告と公開を行うこと。22号</p>	

1 項＝住民意見を収集するための定期的なアンケート調査を実施すること。2 項＝住民参加型ワークショップや公聴会を定期開催すること。3 項＝住民の意見を議会で取り上げるための明確な手続を制定すること。23 号＝メールやLINE、専用フォームなどによる請願・陳情・要望書の受付について早急に対応すること。24 号＝公金を使って視察を行うのであれば、市内視察旅行を行うこと。26 号＝会派規則の即時公開について早急に対応すること。28 号＝市の公式ホームページにおける委員会動画の公開はもとより、動画配信者に対する取材許可を前向きに検討すること。29 号＝市議会図書室利用者の住所・氏名を提出することの廃止及び同図書室利用に議長許可を必要とする図書室規程の見直しについて早急に対応すること。30 号＝政務活動費で作成した印刷物等の成果品を市議会図書室において早急に保管・公開すること。33 号＝本会議中継において議員の顔と氏名が分かる映像を撮影することについて早急に対応すること。34 号＝本会議中継に係る視聴回数の公開について早急に対応すること。35 号＝本会議中継のYouTube配信について早急に対応すること。36 号＝鹿児島市公式X等のSNSにおける委員会の開催告知について早急に対応すること。37 号1 項＝市民意見の的確な把握に努めることを明文化すること。2 項＝議員が市民との意見交換を行い、調査・研究活動を通じて政策立案や政策提言を積極的に行うことを明文化すること。3 項＝議会の会議を原則として公開し、市民に対して積極的に情報を発信し、説明責任を果たすことを明文化すること。4 項＝市長等が議員の質問に対して反問することができるよう規定を設けること。5 項＝議長及び副議長の選出過程を明確にする方策を講じること。6 項＝政務活動費の用途に関して透明性を確保することを明文化すること。7 項＝議員が市民全体の代表者として高い倫理性を持つよう努めることを明文化すること。以上の事項について鹿児島市議会基本条例により詳細に定めること。39 号＝議場の有効活用について市議会において積極的に取り組むこと。40 号＝開示決定された公文書のメールでの送付について市議会において積極的に取り組むこと。42 号＝本会議・委員会に出席する当局職員については、コストの観点から、全員ではなく発言の可能性がある職員に限ること。以上の点について要請されたものである。

委員会においては、各面から検討した結果、14 号については、傍聴者の録音について中核市 62 市中 51 市が禁止、撮影について 52 市が禁止していること。また、ユーチューブ等で動画を切り貼りして配信するなどの懸念があることから、動画配信の在り方についても検討する必要があると考えること。

15 号については、陳情文書表に「市民が自由に議会の様子を傍聴することが制限されている」とあるが、委員会条例に「委員会は、議員のほか、委員長長の許可を得た者が傍聴することができる」と規定しており、現在、議会運営委員会はおおむね 8 人、その他の委員会はおおむね 12 人まで委員長が許可すれば傍聴を認める取扱いとなっていること。また、傍聴許可が諮られた場合、許可しなかった事例はないこと。

16 号については、当該議員及び所属会派が、会議規則にある委員外議員の発言に関する規定を承知した上で対応していたことを踏まえると、陳情としてなじまないと考えること。

17号については、委員会は委員長の許可を得た者が傍聴できるとされており、傍聴申込みがあった場合、委員長が委員に諮った上で許可する取扱いとしていることから、その方法については検討の余地があると思われるものの、委員が傍聴申込者の氏名を把握することは今後も必要であると考えること。また、本市議会における個人情報の取扱いについては、条例等にのっとり適切に取り組んでいること。

18号については、本年度、委員会室に将来的な映像配信システムの整備を見据え、マイク設備等を整備していること。

19号については、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が行政視察を行った際の報告は、市議会ホームページや市議会が発行している調査時報において公開しているほか、毎年1回、5月臨時会で行っている特別委員会の調査経過報告の中で報告していること。また、関係部署との意見交換の場については、本会議や委員会等において、視察内容に関して当局の見解を求めるなどの対応を行っていることから、特に設ける必要はないと考えること。

20号については、視聴者が必要な情報を検索しやすいよう、議員ごとに映像を分割する作業等を行うため、録画放映の公開までに原則として4日程度の日数が必要であること。また、不適切発言があった場合、発言取消し等の対応がなされるまで、そのまま放映され続けることは問題であり、慎重に取り扱う必要があると考えること。

21号については、本市議会では、市議会だよりや市議会ホームページにおいて議員活動等を公開していること。また、各議員がそれぞれの主張や見解に基づいて個別に市政報告を発信していると考えること。

22号については、アンケート調査は、各会派や各議員が必要に応じて実施すればよいと考えること。また、住民参加型のワークショップや公聴会の定期開催については、これまで本市議会においても出前議会等について議論してきた経過があり、現在、子供議会などを視野に望ましい形態の検討が続いていること。住民の意見を議会で取り上げるための明確な手続の制定については、議会としては協議した経過はないが、各議員が地域住民や市民団体からの要望等を踏まえ選挙で公約に掲げ、実現に向けて取り組んでいると考えること。

23号については、会議規則では、請願・陳情書には、請願・陳情者が署名又は記名押印をしなければならないと規定しており、特に請願では紹介議員が必要となること。また、全国市議会議長会の調査によると、40市が請願・陳情手続のオンライン化を実施しているが、手続のオンライン化に当たっては実務上の課題もあることから、これらの課題の整理が必要であると考えること。

24号については、各議員が必要に応じて市内の視察を行っているほか、特別委員会においても桜島火山爆発総合防災訓練等の実績があること。また、各議員がそれぞれ市民への報告会等を定期的に関催しているほか、市民の声を聞くために出向く活動も行っていること。

26号については、市議会基本条例で「議員は、議会活動を行うため、同一の政策上の理念を有する議員で構成する会派を結成できるものとする」と規定しており、会派の考え方は、この条文により

公開されていると考えること。

28号については、14号及び18号と同趣旨の陳情であること。

29号については、市議会図書室は、地方自治法で、議員の調査研究に資するために設置し、一般にこれを利用させることができると規定されており、重要な書物や記録を適正に管理する上では、一定の手続が必要であると考えること。

30号については、政務活動費の交付に関する条例等では、印刷物等の成果品を添付してはならないという規定もないことから、各会派においてそれぞれ判断することによいと考えること。

33号については、議会中継は、議員の質疑及び当局の答弁を伝えることが目的であり、現行のとおりによいと考えること。

34号については、議会生中継は1時間ごとの新たなアクセス件数は把握できるが、その時点での実際の視聴件数とは異なること。録画放映は1か月ごとの個別動画再生件数等が把握できるが、集計作業にかなりの労力を要すること等から、公開は難しいと考えること。

35号については、議会中継にYouTubeを利用している中核市は62市中11市であり、このうち、生中継のみが5市、録画放映のみが4市、両方が2市であること。また、YouTube配信におけるトラブルとして、YouTube運営側の都合により、本会議等の生中継及び録画放映が視聴できなくなった事例等が確認されていること。

36号については、令和6年10月から鹿児島市公式Xや市議会公式フェイスブック、インスタグラムにおいて、各委員会の開催告知を行っていること。

37号については、陳情文書表記載の7項目は、既に市議会基本条例に詳細に規定されており、現行のとおりによいと考えること。

39号については、議場は緊急時などいつでも本会議が開けるように備えることが必要であり、議会としての本来の役割を発揮できるよう、さらなる充実をしてから目的外利用による活用を行うことが望ましいと考えること。また、学校や町内会、市民から要望があった際は議場見学を受け入れており、一定の活用が図られていること。

40号については、利便性だけを考えた場合、メールでの送付も考えられるが、情報漏えいなどのセキュリティ対策、資料のコピー代の徴収方法、SNSにおける取扱い等の課題があることから、他都市調査を行うなど、慎重な対応が必要であると考えること。

42号については、本会議・委員会に出席する当局職員の必要性は質疑を行う議員が判断すべきであり、当局職員は職務の一環で出席していることから、特段の影響はないと考えること。

なお、今回の陳情全般を踏まえた場合、議会の運営に関しては、これまで議会運営委員会において脈々と協議がなされ、その結果が現在の在り方となっていると考える。陳情文書表にある、市議会の常識は市民の非常識であるというようなことは、これまで積み上げてきた経過すら冒瀆する内容と受け止められかねない内容であることから、陳情全般について到底受け入れられる内容ではないこと。

以上の点を踏まえ、委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨に沿えな

いものとして、いずれも不採択とすべきものと決定。